

# 児童扶養手当の支払回数の変更（年3回⇒6回）について

（児童扶養手当法が改正されました）

## 変更点

- 支払回数について、2019年（平成31年）11月支給（8月から10月分）より、現在の年3回支給（4月、8月、12月）を年6回支給（1月、3月、5月、7月、9月、11月）に変更します。
- 現況届に基づく支給額の適用期間について、現在は対象年の8月から翌年7月までとなっておりますが、平成31年から対象年の11月から翌年10月までに変更します。⇒毎年11月分（翌年1月支払い分）から新年度の現況届を元に決定した金額を支給します。

### <平成30年度の支払>

4月	5月	6月	7月	8月 現況届	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
支払 4月～7月分				支払 8月～11月分				支払 12月～3月分			
平成28年の所得に基づく手当額				平成29年の所得に基づく手当額							

### <平成31年度の支払>

4月	5月	6月	7月	8月 現況届	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
支払 4月～7月分				支払 8月～10月分			支払 11,12月分		支払 1,2月分		支払 3月
平成29年の所得に基づく手当額							平成30年の所得に基づく手当額				

現況届月は変更なし

※支払回数の見直しのため、2019年（平成31年）11月支払は、8月から10月分の3か月分の支払いとなります。

それ以降は奇数月（1、3、5、7、9月）に前月までの分（2か月分）を支払います。